

水戸市下水道切替工事補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市内の下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域、水戸市農業集落排水処理施設条例（平成3年水戸市条例第6号。以下「農集条例」という。）第2条第2項及び別表第1に定める処理区域（以下「処理区域」という。）内において、公共下水道及び農業集落排水処理施設（以下「下水道」という。）への切替を促進するため、処理区域内における建築物に設置された既存のくみ取便所の水洗便所への改造等、当該建築物の下水を下水道へ排除するための切替工事（以下「切替工事」という。）を行う者（官公署を除く。）に対し、予算の範囲内において、下水道切替工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、処理区域内における切替工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 新築又は建替に伴うもの。
- (2) 既に排水設備が設置され、下水道に接続されている建築物に係るもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日又は農集条例第4条の規定により公告された農業集落排水処理施設の供用を開始すべき日（以下「供用開始日」という。）から3年を経過する日までに補助事業を行う者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、令和7年度から令和9年度に限り、供用開始日から3年を経過する日後に行うものも対象とする。

- (1) 下水道の処理区域内における建築物の所有者又は切替工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 市税、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業分担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (3) 水戸市水洗便所改造資金利子補給金交付要項（令和2年水戸市上下水道局告示第18号）による利子補給金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助事業に係る排水設備等の計画の確認（水戸市公共下水道条例（昭和48年水戸市条例第60号。以下「公共下水道条例」という。）第6条第1項及び農集条例第6条第1項に規定するものをいう。）を受けていること。
- (5) 第6条の規定による交付の決定を受けた事業年度の2月末日までに公共下水道条例第7条第2項及び農集条例第7条に規定する工事を完了すること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業の実施に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、50,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着工前に下水道切替工事補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは下水道切替工事補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めるときは下水道切替工事補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 当該申請をした者は、前条の規定により補助金の交付を決定する通知を受領した場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に文書で申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、下水道切替工事補助金変更等承認申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

(2) 補助事業の実施に要する経費の変更をしようとするとき。

(3) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、遅滞なく書面により管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 管理者は、第1項の申請があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、管理者は、その内容を下水道切替工事補助金変更等承認通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は第6条の規定による交付の決定を受けた事業年度の2月末日のいずれか早い日までに、下水道切替工事補助金事業完了報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 管理者は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下水道切替工事補助金額確定通知書(様式第7号)により当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下水道切替工事補助金請求書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、管理者が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る書類を、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電話

下水道切替工事補助金交付申請書

下水道切替工事補助金の交付を受けたいので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

工 事 場 所	水戸市
工 事 費	円
交 付 申 請 額	円 （上限5万円）
施 工 業 者 （水戸市下水道 工事指定店）	住 所（所在地） 氏 名（名称及び代表者）
着 工 及 び 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日 着工 年 月 日 完了

添付書類

- (1) 排水設備（新設・増設・改築）計画（変更）確認申請書の写し（水戸市公共下水道条例施行規程（平成31年水戸市下水道規程第1号。以下「公共下水道施行規程」という。）第22条第1項に規定する様式第15号又は水戸市農業集落排水処理施設条例施行規程（令和5年水戸市上下水道局規程第15号。以下「農集施行規程」という。）第3条第1項に規定する様式第1号）
- (2) 補助事業に係る見積書（見積りの明細が分かるもの）の写し
- (3) 補助事業着工前の現況写真
- (4) 市税の納税証明書（完納を証するもの）
- (5) 納付状況調査確認及び提供に関する同意書（別紙）
- (6) 前5号に掲げるもののほか、水戸市上下水道事業管理者が必要と認める書類

別紙

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

（自署の場合は押印を省略できます。）

電話

納付状況調査確認及び提供に関する同意書

下水道切替工事補助金の交付の申請の審査に伴い、下記の事項について同意します。

記

- 1 私に関する次の各号の納付状況について、下水道切替工事補助金の所管課が収納担当課に調査確認すること。
 - (1) 公共下水道事業受益者負担金
 - (2) 公共下水道事業受益者分担金
 - (3) 農業集落排水事業分担金
 - (4) 水道料金及び下水道使用料

- 2 前項による納付状況の情報について、収納担当課が当該補助金の所管課に提供すること。

様

水戸市上下水道事業管理者

下水道切替工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった下水道切替工事補助金については、下記のとおり決定したので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件等

- (1) 水戸市下水道切替工事補助金交付要項を遵守すること。
- (2) 補助条件に違反するなどにより交付決定を取り消された場合には、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) 補助金の交付の決定の通知を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ水戸市上下水道事業管理者に届け出て、その承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
 - イ 補助事業の実施に要する経費の変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。
- (4) 補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は第6条の規定による交付の決定を受けた事業年度の2月末日のいずれか早い日までに、下水道切替工事補助金事業完了報告書を提出すること。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市上下水道事業管理者

下水道切替工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった下水道切替工事補助金については、
下記の理由により不交付と決定したので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第6条
の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電話

下水道切替工事補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた下水道切替工事補助金について、下記のとおり申請内容の変更等をしたいので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市上下水道事業管理者

下水道切替工事補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等の申請のあった下水道切替工事補助金については、下記のとおり承認したので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第8条第4項の規定により通知します。

記

変更等の内容

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電話

下水道切替工事補助金事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた下水道切替工事補助金について、補助事業が完了したので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 設置場所 水戸市
- 3 補助事業の実施に要した費用 円
- 4 施工業者 住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者）

添付書類

- (1) 排水設備工事完了届の写し（公共下水道施行規程第23条第2項に規定する様式第18号又は農集施行規程第4条に規定する様式第3号）
- (2) 工事費明細書及び領収書の写し
- (3) 工事写真帳（施工中及び完成後の写真）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水戸市上下水道事業管理者が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市上下水道事業管理者

下水道切替工事補助金額確定通知書

年 月 日付けで補助事業の完了の報告のあった下水道切替工事補助金については、下記のとおり金額が確定したので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第10条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者）
電話

下水道切替工事補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた下水道切替工事補助金について、交付を受けたいので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	